

令和3年度大阪府新型コロナウイルス感染症自宅療養者等往診等実施協力金交付要領

(目的)

第1条 大阪府は、新型コロナウイルス感染者受入病床が逼迫する中、府内に在住する新型コロナウイルス感染症陽性者のうち、大阪府内保健所長から自宅療養又は宿泊療養の対象とされている方（以下「自宅療養者等」という。）が急増している状況を受け、自宅療養者等の往診又は訪問看護（以下「往診等」という。）を行う病院、診療所又は訪問看護ステーション（以下「往診医療機関等」という。）に対し、報償として、令和3年度大阪府新型コロナウイルス感染症自宅療養者等往診等実施協力金（以下「協力金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要領の定めるところによる。

(交付の要件)

第2条 知事は、往診医療機関等であって、次の各号のいずれにも該当しない者のうち、新型コロナウイルス感染者受入病床が逼迫している期間のうち知事が定める期間（以下「対象期間」という。）において、自宅療養者等に往診等を行う往診医療機関等に対し、協力金を交付するものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者
- (2) 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- (3) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者
- (4) 協力金の交付の決定を受けている者

(交付額)

第3条 交付額は、対象期間中の往診1回につき15,100円、同期間中の訪問看護1回につき8,280円とする。ただし、協力金の交付対象となる往診は自宅療養者等1名あたり4回、訪問看護は自宅療養者等1名あたり10回を上限とする。

(協力金の交付の申請)

第4条 協力金の交付の申請をしようとする往診医療機関等は、知事に対し、交付申請書（様式第1号）をその定める期日までに提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 様式第1-2号 要件確認申立書
- (2) 様式第1-3号 暴力団等審査情報
- (3) 様式第1-4号 口座振替依頼書
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 府は、往診医療機関等であることを確認するため、申請者から必要な報告又は書類の提出を求めることができるものとする。

(協力金の交付の決定)

第5条 知事は、協力金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、協力金を交付すべきものと認めたときは、協力金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、協力金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて協力金の交付の決定をするものとする。

(協力金の交付の条件)

第6条 知事は、協力金の交付の目的を達成するため、次の(1)及び(2)に掲げる条件を付するものとする。

(1) 協力金の交付を受けた往診医療機関等に対し必要があるときは、報告又は関係書類の提出を求め、又は府の職員に実地に立ち入り、運営の状況若しくは帳簿、書類その他協力金の交付に関係のある物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(2) 協力金の交付を受けた往診医療機関等は、自宅療養者等の往診等に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを当該事業の完了後10年間保管しておかなければならない。ただし、往診医療機関等が地方公共団体以外の場合は、自宅療養者等の往診等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を当該事業の完了後10年間保管しておかなければならない。

(協力金の交付の決定の通知等)

第7条 知事は、協力金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を、協力金の交付の申請をした往診医療機関等に通知するものとする。

2 知事は、前項の規程により交付の決定の通知をしたときは、申請者から提出のあった第4条第2項(3)の書類に記載された金融機関の口座に、口座振替により、速やかに協力金を交付する。

(協力金交付の申請の取下げ)

第8条 この協力金の交付を申請した往診医療機関等は前条第1項の規程による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請書を取り下げることができる。

2 前項の規程による取下げがあったときは、既に当該申請に係る協力金の交付の決定がなされていた場合、当該交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し)

第9条 知事は、協力金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、協力金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更するものとする。

2 第7条第1項の規程は、第1項の取消し又は変更をした場合について準用する。

(自宅療養者等の往診等の遂行)

第10条 協力金の交付の決定を受けた往診医療機関等は、法令、条例及び規則(以下「法令等」という。)の定め並びに協力金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく知事の処分に従い、対象期間において、善良な管理者の注意をもって自宅療養者等の往診等を行わなければならない。

(状況報告)

第11条 協力金の交付の決定を受けた往診医療機関等は、知事の請求に基づき、往診の状況に関し、知事に報告しなければならない。

(決定の取消し)

第12条 知事は、協力金の交付の決定を受けた往診医療機関等が、次の(1)から(4)までの

いずれかに該当するときは、協力金の交付の決定を取り消すものとする。

- (1) 協力金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。
- (2) 第2条(1)から(4)までのいずれかに該当することとなったとき又は第4条第1項の申請をした当時に第2条(1)から(4)までのいずれかに該当していたことが判明したとき。
- (3) 第2条(2)及び(3)に掲げる者と同等以上の重大な不正行為をしたと知事が認めるとき。
- (4) 第4条の規程により提出した書類に記載された内容に虚偽が判明したとき。

2 第7条第1項の規程は、前項の規程による取消しをした場合について準用する。

(協力金の返還)

第13条 知事は、協力金の交付の決定を取り消した場合において、既に協力金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の協力金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

(延滞金)

第14条 協力金の交付を受けた往診医療機関等が、協力金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を府に納付しなければならない。

2 前項の規程に定める延滞金の額の計算につきこれらの規程に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 知事は、第1項の規程による延滞金について、やむを得ない事情があると認めるときは、往診医療機関等の申請に基づき、当該延滞金の全部又は一部を免除するものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月28日から施行し、令和3年4月8日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年5月18日から施行し、令和3年4月8日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年9月6日から施行し、令和3年4月8日から適用する。